

○糸魚川市優良工事等表彰要綱

平成29年3月31日告示第67号

糸魚川市優良工事等表彰要綱を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

糸魚川市優良工事等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、糸魚川市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）のうち、施工成績が特に優良な工事（以下「優良工事」という。）及び当該優良工事において特に優れた施工管理を行った技術者（以下「優秀技術者」という。）を表彰することにより、市発注工事における良質な施工の確保及び建設業を営む者の技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優良工事表彰
- (2) 優秀技術者表彰

(表彰の件数及び方法)

第3条 優良工事表彰は、5件程度とし、表彰状を授与するものとする。

- 2 優秀技術者表彰は、5名程度とし、表彰状を授与するとともに副賞を添えることができるものとする。
- 3 表彰は年1回とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(被表彰者の要件)

第4条 被表彰者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に営業所を有する建設業者（以下「市内建設業者」という。）であること。ただし、選定対象工事が共同企業体により施工された場合においては、市内建設業者の出資比率が50パーセント以上を占める共同企業体の構成員に限る。
- (2) 選定対象工事の完成年度以降において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 市発注工事において、会計検査院の指摘を受けた者
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条又は第29条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から監督処分を受けた者
 - ウ 糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成27年糸魚川市告示第41号）に基づく指名停止等措置を受けた者
 - エ 重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることがふさわしくないと市長が認める者

(優良工事等選定委員会)

第5条 被表彰者の選考に関する事項を審査するため、糸魚川市優良工事等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。